

## 郡山市医療機器関連産業集積懇談会規約

(名称)

第1条 郡山市医療機器関連産業集積懇談会（以下「本会」という。）を本会の名称とする。

(目的)

第2条 本会は、医療機器関連団体、医療関係者、大学、金融機関、福島県、郡山市等が連携し、郡山市において、医療機器の安全性評価や医師・医療従事者向けの機器操作トレーニングなど、国内初となる総合的な支援機能を有する「ふくしま医療機器開発支援センター」を核とした医療機器関連産業の集積を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 郡山市における医療機器関連産業集積を図るための会議及び啓発活動
- (2) 団体間の連絡調整
- (3) その他目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、別表第1に掲げる者（以下「会員」という。）を持って組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 郡山市産業観光部長
- (2) 副会長 福島県商工労働部次長

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表するとともに会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、座長は会長が務める。ただし、会長が欠席する場合は副会長が、副会長が欠席する場合は、会長があらかじめ指名するものが座長を務める。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第8条 必要に応じ、本会に分科会を置くことができる。

(庶務)

第9条 本会の庶務は、郡山市産業観光部産業創出課において処理する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成28年8月25日から施行する。